

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	宇都宮市

宇都宮市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担 当 部 署 名
所 在 地
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

経済部農林生産流通課
宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号
0 2 8－6 3 2－2 4 7 7
0 2 8－6 3 9－0 6 1 8
u2320@city.utsunomiya.tochigi.jp

目 次

1. 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域	1
2. 鳥獣被害による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的方針	1
(1) 被害の状況（令和5年度）	
(2) 被害の傾向	
(3) 被害の軽減目標	
(4) 従来講じてきた被害防止対策	
(5) 今後の取組方針	
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	3
(1) 対象鳥獣の捕獲体制	
(2) その他捕獲に関する取組	
(3) 対象鳥獣の捕獲計画	
(4) 許可権限委譲事項	
4. 防護柵の設置等に関する事項	5
(1) 侵入防止柵の整備計画	
(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	5
6. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ， 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	6
(1) 関係機関等の役割	
(2) 緊急時の連絡体制	
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	6
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等， その有効な利用に関する事項	7
(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	
(2) 処理加工施設の取組	
(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	7
(1) 協議会に関する事項	
(2) 関係機関に関する事項	
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	8

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、イノシシ、タヌキ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン 鳥類（アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ、カルガモ、カワウ、ハシブトガラス、ハシボソガラス）
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	宇都宮市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害金額
イノシシ	水稻、芋類、野菜	5, 6 8 7 千円
ハクビシン	果樹、野菜、芋類	7, 0 8 0 千円
タヌキ	果樹、野菜、芋類	1, 0 5 8 千円
合 計		1 3, 8 2 5 千円

（2）被害の傾向

鳥獣の種類	被害の現状
イノシシ	主に、市内北部・北西部の山間地域において水稻、野菜など農作物被害や掘起しの被害が生じている。また、近年、河川敷内の林地等での繁殖も見受けられる。
ニホンジカ	主に北西部の山間地域において、出没が増加しており樹木の食害が見受けられる。
ニホンザル ツキノワグマ	目撃件数が増加傾向にあり、農作物被害や人身被害が懸念される。
ハクビシン タヌキ アライグマ	広範囲において農業被害及び糞害などの環境被害が生じている。また、市街地への侵入が見受けられる。
カラス類 カルガモ サギ類	主に市内の東南部で、水稻苗の踏み倒しがある。
カワウ	アユ等の魚類の食害が見受けられる。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和５年度）		目標値（令和９年度）	
	被害面積(ha)	被害金額(千円)	被害面積(ha)	被害金額(千円)
イノシシ	3.64	5,687	2.92	4,562
ニホンジカ	0	0	0	0
ハクビシン	1.17	7,080	0.77	4,644
タヌキ	0.49	1,058	0.11	240
合 計	5.30	13,825	3.80	9,446

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	主な捕獲対策として、個人捕獲に加え、猟友会宇河支部で構成する実施部隊により、市北西部を中心にイノシシ・ニホンジカ等の捕獲を実施しているとともに、市街地におけるハクビシンなどの中型獣による被害に対応するため、わなの貸出や処分に係る支援を実施している。 また、本市が生息域ではないものの、近年、人里におけるニホンザル、ツキノワグマの目撃事例が年数回発生しており、「危険鳥獣出没対応マニュアル（平成３１年４月改訂）」に基づき、猟友会実施部隊を中心に追い払い・警戒パトロール等を実施している。	有害鳥獣の捕獲活動には労力（事故の危険性含む）や経費など相当の負担を要するため、捕獲活動への意欲が低下することが懸念されることから、捕獲従事者の負担軽減を図る必要がある。 イノシシやニホンジカの捕獲を行うためには専門的知識・技術を要するが、それらを熟知する従事者の高齢化に伴い、捕獲従事者が減少していくことが懸念されることから、捕獲従事者の確保が必要である。 市街地における中型獣の捕獲実績においてタヌキ・ハクビシンの数が増加傾向にあることから捕獲従事者の支援継続が必要である。 人里に出没したニホンザル、ツキノワグマについては、捕獲・駆除が困難であり、人身被害等が懸念されることから、緊急対応ができる現体制の維持継続が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	主な防除対策として、農業被害に関する相談に対し、防護柵設置補助支援を実施している。	個々で防護柵設置を実施する割合が高く、効率的な防除に繋がっていないことから、団体による面的にまとまった効果的な防護柵の設置が必要である。
生息環境管理その他の取組	里山林整備・放置作物の撤去など環境の整備を促している。	適切な管理がされていない里山林等がイノシシの隠れ場や餌場などになっていることから、里山林の藪の刈払い等、適切な環境整備を行う必要がある。

(5) 今後の取組方針

【捕 獲】

➤イノシシ、ニホンジカの捕獲

- ・ 猟友会実施部隊や個人捕獲者によるわな猟を利用した捕獲を実施

➤ハクビシン等の中型獣の捕獲等

- ・ 農作物被害や民家・空き家などにおける生活環境被害を及ぼす中型獣捕獲用の箱わなの貸出、捕獲個体の回収・処分を実施

➤捕獲従事者の捕獲意欲の維持・向上

- ・ イノシシ・ニホンジカの捕獲に対する報奨金の交付

➤捕獲に関する知識や技術の習得

- ・ 市民向けの「ハクビシン等被害対策講習会」や有害鳥獣の出没状況や地区の要望に応じて猟友会と連携した「イノシシ等被害対策講習会」、イチゴ等の専門部会等における被害対策講習会の開催、わな猟免許新規取得者向けの「捕獲技術講習会」の開催

➤捕獲従事者の維持・確保

- ・ わな猟免許取得費用補助
- ・ わな購入費用補助
- ・ 市内銃砲店などにおいて猟に関心のある方を対象に県や市の支援制度の周知チラシの配付
- ・ 各種講習会における猟友会活動への理解促進
- ・ 捕獲活動の負担軽減のための「わな監視カメラ」や「わな作動遠隔センサー」などのＩＣＴ技術を活用した機器の貸与や購入補助

➤危険鳥獣出没への対応

- ・ 「危険鳥獣出没対応マニュアル」に基づく関係機関と連携した追払い等の実施

【防 除】

- ・ 防護柵設置費用補助
- ・ 有害鳥獣を寄せ付けないための国や県の補助事業を活用した里山林整備や空き家・空き地の適正管理等の促進

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ イノシシについては、猟友会に有害鳥獣被害対策業務を委託し、猟友会が実施部隊を設置し、組織的な捕獲を行っていく。
- ・ ニホンジカについてもイノシシと同様行っていく。
- ・ ハクビシン、タヌキ、アライグマについては、個人捕獲とし捕獲者へ捕獲わなの貸出支援を行っていく。
- ・ カラス類、カルガモ、サギ類については、必要に応じて関係機関が主体となって、猟友会の協力のもと捕獲・追払いを行っていく。
- ・ カワウについては、４月から７月に鬼怒川漁業協同組合が主体となって、広域的な追払いや捕獲を猟友会の協力のもと行っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン タヌキ アライグマ カラス類 カルガモ サギ類	- シカ・イノシシ捕獲報奨金の交付 - 鳥獣被害防止総合対策事業補助を活用したわな捕獲技術講習会開催、鳥獣被害防止講習会を開催 - 捕獲機器等の貸出 - わなの貸出・捕獲個体処分などの支援を継続 - 危険鳥獣出没時には、マニュアルに基づき、警察、猟友会と連携して、安全対策に取り組む。
令和8年度		
令和9年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
対象鳥獣の中で捕獲数、農業被害額が明確で増加傾向にある種に対して、本市の現状を踏まえ、捕獲数を設定する。また、捕獲行為が希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。			
対象鳥獣	捕獲計画数等（頭）		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	540	540	540
ニホンジカ	20	20	20
ハクビシン	170	170	170
タヌキ	550	550	550

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
イノシシ	対象地域においてくくりわなや箱わなによる捕獲を実施する。特に水稻の被害がある8月からは重点的に捕獲を行う。
ニホンジカ	対象地域においてくくりわなによる捕獲を実施する。
ニホンザル ツキノワグマ	警察、猟友会と連携して、追い払い、捕獲等安全対策に取り組む。
ハクビシン タヌキ アライグマ	箱わな貸出による捕獲支援及び捕獲個体の処分支援を行う。
カラス類 カルガモ サギ類	必要に応じて関係機関が主体となって、猟友会の協力のもと捕獲・追い払いを行う。
カワウ	鬼怒川漁業協同組合が主体となって、広域的な追い払いや捕獲を猟友会の協力のもと行っていく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
原則、大型シカ・イノシシの止め刺しのみに使用

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宇都宮市全域	すべての鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	個々の対応による設置と集落単位による設置の両面から整備を進めていく。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	実施部隊（猟友会）を中心に設置者に必要な助言・指導を行っていく。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

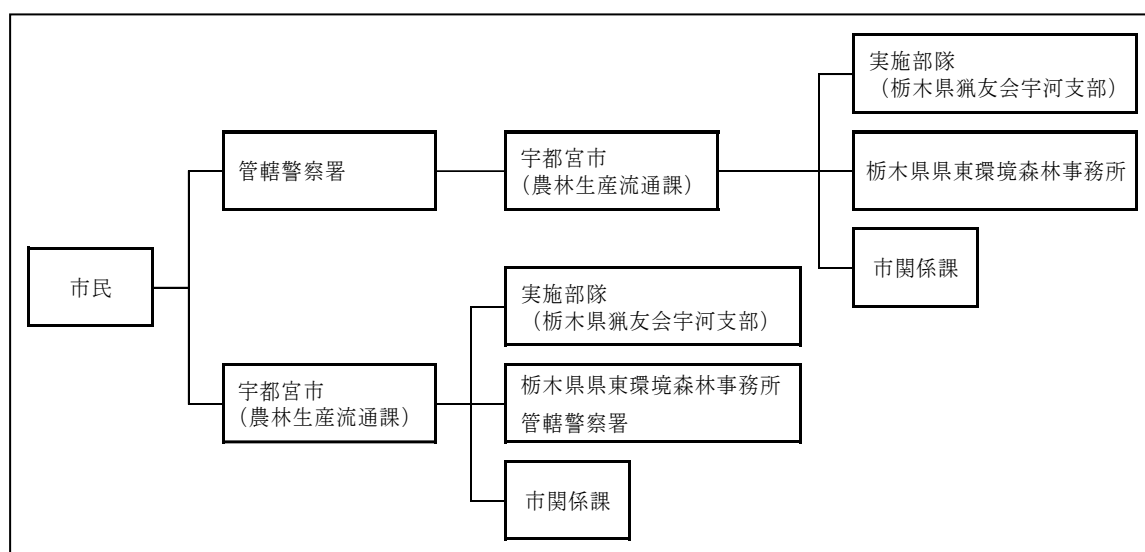
対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ アライグマ	・ 獣害対策として国・県等の補助を活用した環境整備 ・ 実施部隊（猟友会）による対策指導・助言の実施 ・ 宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会事業による被害地域住民を対象とした被害防止講習会の開催		

6. 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宇都宮市	・ 実施部隊への捕獲許可の付与，現場確認，調査の依頼 ・ 実施部隊とともに現場に出動 ・ 栃木県県東環境森林事務所，管轄警察署に情報提供 ・ 庁内関係機関へ注意喚起など
実施部隊 (猟友会宇河支部)	・ 市の依頼により現場確認，調査の実施 ・ 最低3日間のパトロールを実施 ・ 追い払い又は緊急捕獲の実施など
栃木県県東環境森林事務所	・ 情報を共有し，必要に応じて市への助言等を実施 ・ 現場へ出動など
管轄警察署 ・ 宇都宮中央警察署 ・ 宇都宮東警察署 ・ 宇都宮南警察署	・ 情報を共有し，必要に応じてパトロールを実施 ・ 現場周辺の住民の退避，交通整理，安全確保など

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ肉及びシカ肉については，原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから，捕獲従事者にその旨を周知している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

利用先	方針
食品	放射性物質や豚熱による影響を含め、ジビエなどの利活用の可能性を調査・分析し、事業推進の手法の検討を行う。
ペットフード	—
皮革	—
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	動物園等でのと体給餌、学術研究等事業など新たな利用方法について提供先となる市内関係者と意見交換をしながら、事業推進の手法の検討を行う。

(2) 処理加工施設の取組

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宇都宮市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
学識経験者	鳥獣対策全般に関する助言・指導
鳥獣管理士	鳥獣被害防除対策に関する助言・指導
宇都宮農業協同組合	農業被害の情報収集、被害防止の普及指導
宇都宮市森林組合	林業被害の情報収集、被害防止の普及指導
栃木県農業共済組合河宇支所	農作物被害及び被害対策の情報提供
猟友会宇河支部	鳥獣捕獲に関する指導・助言
自治会連合会	地区に関する被害・既存対策の情報提供
宇都宮中央警察署	危険鳥獣出没時の対応・支援
宇都宮東警察署	危険鳥獣出没時の対応・支援
宇都宮市	被害情報の提供、有害鳥獣捕獲及び被害防除支援
栃木県河内農業振興事務所 (オヴザーバー)	協議会事業に関する助言・指導
栃木県県東環境森林事務所 (オヴザーバー)	鳥獣保護管理に関する助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宇都宮市教育委員会	学校への注意喚起及び児童生徒への安全対策のため連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

—

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市が鳥獣被害防止対策協議会を構成し、猟友会、農協、警察、関係自治会などの関係機関が連携し計画を実施しながら、農作物等の被害軽減を図っていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。